

### 3. 動物園等における緊急立入調査の結果報告

○八町 慶史 桑山 隆実

#### 要 約

国内での豚コレラの発生等による飼養衛生管理基準の再徹底を目的に、動物園や豚カフェなどの不特定多数の来場者等が出入りする施設として計7施設に緊急立入調査を実施。飼養衛生管理基準の項目1（家畜防疫に関する最新情報の把握等）、4（野生動物等からの病原体の侵入防止）、5（衛生管理区域の衛生状態の確保）、6（家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処）及び8（感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管）については概ね遵守。特に項目8は動物愛護管理法に基づく措置が講じられていることから、遵守率が高かった。問題点として、項目2（衛生管理区域の設定）について、畜舎のみを衛生管理区域に設定していた事例が見られたため、飼養関連施設も新たに設定すること、家畜とのふれあいが可能な施設では来場者が入場可能な区域（入場可能区域）と関係者以外立入りを禁止する区域（立入禁止区域）を設定するよう指導。項目3（衛生管理区域への病原体の持込みの防止）については立入禁止区域の一部で靴底消毒が不徹底、実習生等の受入時に海外渡航歴の未確認などの問題がみられたため、踏込消毒槽設置や受入時に海外渡航歴の確認等を指導。今回の結果を基に、当所職員が指導のノウハウを習得できるようマニュアルを作成し、指導力を向上させることで飼養者への飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。

平成30年9月、岐阜県において国内で26年ぶりに豚コレラが発生し、現在も発生が継続している。アフリカ豚コレラは、平成30年8月に中国で発生が確認されて以降、近隣国へも感染が拡大し、国内への侵入リスクが高まっている中、中国から日本への旅客の携帯品から収去した畜産物に感染性のあるアフリカ豚コレラウイルスが検出される事例も発生している。これらの越境性疾病はひとたび国内で発生すると、発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じることとなるため、これらの疾病の発生を予防するためには、家畜所有者等において日頃から飼養衛生管理基準を遵守することが何よりも重要である。

今回、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成30年12月20日付30消安第4654号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、豚等の飼養施設における飼養衛生管理基準を再徹底することを目的とした緊急立入調査を実施

するにあたり、不特定多数の来場者等が出入りする家畜の伝染性疾病の侵入リスクが高い動物園や豚カフェなどの展示動物飼養施設（以下、展示施設）を対象に実施したので、その結果を報告する。

#### 材料及び方法

調査対象はAからG施設までの7施設(表1)。AからE施設は公営の動物園であり、そのうちAからC施設は比較的規模の大きな動物園、D及びE施設は規模の小さな動物園である。F及びG施設は民間による新たな飼養形態で、F施設はオフィスビル内に牧場があり、G施設は豚カフェを営んでいる。

調査方法は当所職員が飼養衛生管理基準のチェック表(図1)に基づき聞き取り調査を実施。評価基準は「飼養衛生管理基準の判断の指標について」（平成29年2月1日付28消安第4762号農



衛生管理区域又は立入禁止区域の踏込消毒槽等については、施設全体として踏込消毒槽がない施設もあれば、C施設のように畜舎の前にはあるが、飼料保管庫等の前にはない施設が見られたため（図3）、衛生管理区域又は立入禁止区域の入口など必要な場所に踏込消毒槽を設置するよう指導した。さらに、従業員以外の実習生や報道関係者などが衛生管理区域へ立入る場合に海外渡航歴と家畜との接触の有無の確認について対策が不足していたため、受入れ時にこれらの事項を確認し、接触等の申告があった場合は受入れを制限する又はやむを得ない場合は専用の衣類と靴を着用させることを指導した。ふれあい可能な施設では、1週間以内に海外で家畜との接触があるときは家畜との接触を制限するなどの家畜伝染病の発生予防のための措置を講じている旨をホームページ等で周知するよう指導した。



図3 踏込消毒槽の設置状況

項目4（野生動物等からの病原体の侵入防止）については、給餌・給水設備は毎日清掃し、野生動物の糞などが混入している場合は適切に除去していた。飼料は鍵のかかる倉庫に保管していた。飲水は、水道又は井戸水が蛇口まで直結しており、飲用に適した水を給与していた。家畜の死体は業者が回収するまでブルーシートで覆う又は専用設備に保管するなどの措置を講じていた。

項目5（衛生管理区域の衛生状態の確保）については、施設及び器具の日常的な清掃に加え、逆性石けんなどによる月1回以上の消毒により清潔に保たれていた（図4）。注射針など体液が付着する器具は1頭ごとに交換するなどの措置を講じて

いた。

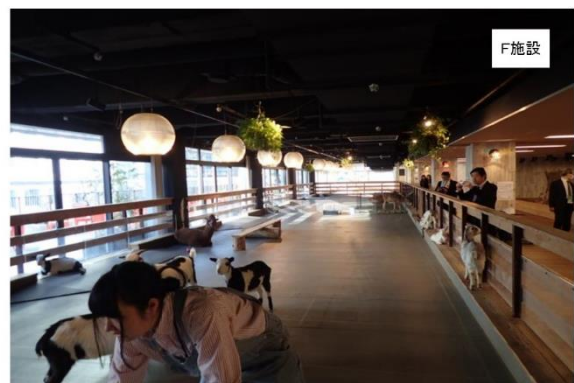


図4 定期的な清掃及び消毒

項目6（家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処）について、家畜の健康観察は適宜（毎日、搬入時及び搬出時）実施されており、具合が悪い場合は所属又は提携の獣医師が対応し、特定症状が確認された場合は当所に通報するようになっていた。新たな家畜を導入する場合は隔離舎等で1週間以上隔離することになっていた。

項目7（埋却等の準備）について、公設の展示施設については、所有地があるため埋却地は確保されているが、ビルなどの屋内の展示施設はその階のみで事業を実施しており、敷地内に埋却の用に供する土地はなかった。

項目8（感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管）について、家畜の健康状態や診療記録、導入及び搬出の記録、施設の清掃・消毒状況等が記録できる業務日誌を使用しており、実習生など従業員以外の者の衛生管理区域への立入記録も兼ねている施設もあった。従業員以外の者の衛生管理区域への立入記録がない施設では業務日誌を活用するよう指導した。飼料会社等の出入りする業者等については伝票等が1年以上保存されていた。

## 考 察

今回の結果から、展示施設における飼養衛生管理基準の遵守状況を家畜伝染病予防法第12条の7に基づき公表されている家畜の飼養に係る衛生管理状況（平成29年）と比較すると、項目8（感

染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管)の各事項とも高い遵守率となった。展示施設は動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」)に基づく第1種動物取扱業者として登録しており、動物愛護管理法や関係規則等に基づいて飼養施設及び動物の点検状況、繁殖実施状況及び取引状況の記録義務が課されていることや来場者及び飼養動物への動物由来感染症の感染防止の観点から手洗い設備の設置及び消毒マットによる出入口での靴底消毒を実施していることが、飼養衛生管理基準の遵守につながっていた。また、今回の調査で動物愛護管理法では飼養施設の清掃・消毒及び保守点検の実施並びにその結果を記録・保存していることが確認され、飼養衛生管理基準で求められている内容より高い管理を行っていることは優良事例といえる。

一方、項目2(衛生管理区域の設定)及び3(衛生管理区域への病原体の持込の防止)についてはほとんどの施設で対応が不十分であり、知識不足が主な原因と考えられた。ふれあいを実施する施設において一般飼養者と比べさらなる家畜衛生への知識と対策が必要になる項目であり、当所としても続けて指導していく必要がある。また、項目7(埋却等の準備)については屋内施設では極めて厳しい項目であるため、万一に備えた防疫措置をシミュレーションする必要がある。

今回の調査で確認された飼養衛生管理は、展示施設における特徴であると考察された。最近、都内において酪農体験や新たな豚カフェがオープンするなど動物と触れ合いたいというニーズが高まる中、今後も家畜との触れ合える施設等が増えていくことが考えられる。これらのニーズに対応できるように当所職員の指導力を向上させることを目標に、今回の調査結果を踏まえた展示施設向けの飼養衛生管理基準の指導マニュアルを作成し、きめ細やかな指導を実施する。また、家畜飼養者に対して飼養衛生管理基準をより効果的に普及啓発するために、動物取扱責任者を対象とした研修会を活用するなど動物愛護管理部局と連携した指導により、飼養衛生管理基準の普及促進を図ること

で家畜の伝染性疾病の発生予防等の体制を整備していきたい。